

拠出金名:日本・SAARC特別基金

| | | | | | |
|--|--|---------------|----------------|----------------------------------|---------|
| 分担金・義務的拠出金の有無 | | 有(所管官庁) | | 無 | |
| 当該機関等に対する分担金を含めた平成19年度の拠出総額 | | | | 1,160千円 | |
| 国際機関等名 | 南アジア地域協力連合 (英文名称・略称) South Asian Association for Regional Cooperation (SAARC) | | | | |
| 種 別 | 国連(事務局) | 国連(基金・計画) | 国連専門機関 | その他 | |
| 所管官庁担当局課名 | 外務省南部アジア部南西アジア課 | | | | |
| 最近3年間の我が国支払額及びODA率 | | | | | |
| 単 位 | 邦 貨 (千 円) | 外貨1 (千米ドル) | 外貨2 (千) | レ ー ト | ODA率(%) |
| 平成19年度 | 1,160 | 10 | | 1米ドル = 116円 | 100 |
| 平成18年度 | 784,000 | 7,063 | | 1米ドル = 111円 | 100 |
| 平成17年度 | 0 | 0 | | - | - |
| 当該拠出金の目的・用途等 | SAARC諸国間の経済、社会、文化等の分野での交流促進による域内協力の推進及び日本とSAARC諸国との間での交流促進。 | | | | |
| 拠出上位5ヶ国・地域・機関等 (2007年のもの) | | | | 国際機関等の財政 (2007年度決算) | |
| | 国 名 | 金額 (千米ドル) | 拠出率(注1) (%) | 当該年度の収入 1,160千円 | |
| 1位 | 日本 | 10 | 100% | 当該年度の支出 20,262千円 | |
| 2位 | | | | 次年度への繰越 58,670千円 | |
| 3位 | | | | 会計検査機関名 | |
| 4位 | | | | SAARC議長国、次期SAARC議長国、SAARC事務局(注2) | |
| 5位 | | | | (現在の構成員の出身国: SAARC各国) | |
| 当該機関等に対する我が国としての評価 (当該機関等の政策に対する我が国の意見の反映度を含む) | | | | | |
| <p>南アジアは、インドを中心に高い経済成長を実現し国際社会での存在感を高める一方、民主化・平和構築やテロとの闘い等の課題を抱えており、我が国にとっての外交的重要性を増している。我が国は2007年4月の第14回SAARC首脳会議よりSAARCにオブザーバー参加しているが、日本・SAARC特別基金はSAARC域外国から唯一の支援枠組みであり、同基金を通じた支援の継続は、南アジア諸国間の域内連携を通じた地域全体の安定を促進する上で重要である。南アジア諸国間の地域協力促進に向けた機運はかつてなく高まっており、同地域の安定及び発展に向けた支援は時宜を得たもの。また、元来親日的な南アジア地域諸国の我が国に対する信頼感を一層強固にする効果も得られる。また、シンポジウム・セミナーの開催等に伴うSAARCとの人的・知的交流、学術交流の促進は、今後の日本とSAARCの間の協力のあり方やSAARC域内の連結性向上に資する情報を得る上で有益である。さらに、SAARC域内の連結性向上を通じた地域の安定化は、南アジア諸国と我が国の経済関係強化にも資するものであると考える。</p> | | | | | |
| <p>合理化、機能強化のための改革が行われているか。 行われている場合はその現状と我が国としての評価</p> | | | | | |
| <p>日本・SAARC特別基金は、当初、SAARC側口座(SAARC諸国間の交流を目的として使用)と日本側口座(日・SAARC知的交流の促進)の2つの口座を別々に管理してきたが、基金のより効果的・効率的な活用のために、2007年11月に2つの口座を統合した(日本側口座は閉鎖)。また、基金の用途につきSAARC側との間でより緊密な協議を行うために年次協議を行うことが合意され、第1回年次協議(2007年1月)及び第二回年次協議(2008年6月)がネパール(SAARC事務局所在)にて行われた。</p> | | | | | |
| 邦人職員数 | 0 人 | | 当該機関全体の職員数 | 0人 | |
| うち幹部以上 | うち 0人 | | 及び邦人職員が占める率 | 0 % | |
| 邦人職員が占めている幹部ポスト | | | | | |
| ポストの名称 | | 職員氏名 | | 備 考 | |
| | | | | | |
| 当該機関重要ポストへの邦人職員送り込みについての具体的な計画 | | | | | |
| なし。 | | | | | |

(注1) 我が国と各国とは会計年度が異なるため、拠出率については暦年となっている。

(注2) 会計検査については、各年度におけるSAARC議長・次期議長国の政府代表者(会計院局長など)及びSAARC事務局長の3者による合同監査チーム(Joint Audit Team)によって実施。